

東日本大震災復興まちづくりに関する提言

一復興初動期における取り組みに関して一

(要旨)

2011年8月11日

社団法人 都市計画コンサルタント協会
東日本大震災復興特別委員会

I 被災地の現状に関する認識

東日本大震災発生から既に5ヶ月経過した現在もなお、復興は**必ずしも順調に進んでいない**。いま直ちに、国を挙げて必要な行動を全面展開し、被災地に対して最大限コミットすべきである。最早一刻の猶予も許されない。

II 提言

(1) 復興計画の基本目標と基本方向について

「復興計画」は、「震災前の豊かな暮らしや生活空間、地域の社会・文化を如何に総合的に回復・再生するか」を基本目標にして組み立てられるべきであり、大規模地震や津波に対する対策はあくまでもこうした暮らしや空間・社会を将来にわたって持続させるための基礎条件として位置づけるべきである。

① 「被災前のまち」の再生

住まいや主要施設を高台等に移転するだけでなく、人命の安全確保を必須条件として、今回の浸水地区においても選択的にまち・集落を再生し、旧来の中心市街地等の「故郷のシンボル」を現地で再生することも重視すべき。

② 複合的な「まち」の再生

住宅・商業・産業・緑地等々を切り離し分化して再配置するのではなく、一つのクラスター単位で極力複合的に土地利用を図り、「まち」として再生・復興を進めるべき。

③ 核的施設の適正配置

人々の生活や地域の核となる教育施設、中核的医療・福祉施設、拠点産業・流通施設等は、平常時の生活利便性やコミュニティ等も重視し、旧来の既成市街地内で、また単独でも、適切な場所で再建することも追求すべき。浸水区域内で再建する場合は、敷地単位で盛土するなどして津波に対する安全性を最高レベルで確保し、また中高層の堅牢な建物として整備し街なかの散在させることにより、まちの原風景を損なうことなく、災害時には街なかの居住者も短距離で避難可能な拠点となりうる筈。

④ まち・集落の

相互補完ネットワークづくり

②のクラスターや③の核的施設相互を幹線交通網で結び、震災時にも孤立化せず、むしろ相互補完できるような手だてを講じるべき。

沿岸部の集落等については、その歴史・文化的価値や住み続けてきた人たちの思いを大切に、また地域の更なる過疎化を食い止めるためにも、地域と連携・補完しながら自律して存続出来るような手だてを講じるべき。安易に「統廃合」すべきではない。

(2) 復興まちづくりの取り組みについて

① 地域の資産を大切に活かした「暮らし」の再生

- 日々の穏やかな暮らしを取り戻せる
まち・コミュニティの再生
 - ・ 地域の人たちにとって最大の資産である長年親しんできた暮らしの場やコミュニティの再現と、それを持続できる条件を整えることに照準を合わせる。
- 地域の風土・文化・居住様式等を大切に
した住まいと地域経済の再建
 - ・ 地元の大工さんや工務店等が全面的に関与し力を発揮できる低層の在来木造住宅の建設も重視。
 - ・ 地場の産材を大々的に採り入れて地域の産業・経済の再生を図り、また比較的小さなロットで順次建設する等によって、地元の仕事を持続的に確保し、地域の経済を息長く循環させる。
 - ・ 既往制度を準用し、地域の特性や素材を大切に活かす、まちづくり型の「(仮)災害復興 HOPE 計画」(地域住宅計画)制度の創設。

② 仮設市街地の整備も重視した建築制限等の特例措置

- 選択的な建築制限解除
 - ・ 建築基準法 84 条による建築制限適用区域で、「(仮)早期復興特区」を指定し、「(仮)災害復興総合地区計画」制度を創設して、一定の要件を満たすユニット単位で地区限定・時限的に制限を解除。
- 速やかな決定と手続きを可能にする特例措置
 - ・ 市町村議会の中に設ける特別委員会の議決をもって地区決定。
 - ・ 土地所有者・居住者等の事前の合意をもって、公聴会・縦覧を省略。
 - ・ 建築確認の手続き等を簡素化。
- 仮設市街地の整備の支援
 - ・ 仮設建築物等の建設に対して、建築基準法関連規定を緩和。
 - ・ 低利融資等、資金面で支援。

③ 地域主体による復興まちづくりの仕組みづくり

- 地元市町村に対する支援
 - ・ 災害復興一括交付金、合併特例債の期限延長の早期実現、公的又は官民協同型ファンドによる地元市町村への財源の供与。
 - ・ 市町村決定事項の拡大、県との同意協議の簡素化等、都市計画に関する地元市町村の権限の強化。
 - ・ 行政事務に係る専門職や都市経営・運営の民間専門家の派遣、PFI 等による民間企業の事業参画等。
- 地元組織・団体等に対する支援
 - ・ 地元住民・事業者・企業等による法人組織の編成。
 - ・ 当該組織による事業等に対する、交付金・ファンド等による支援
 - ・ 当該組織に対する人的支援。構想・計画づくり、住宅再建、面的整備等を支援する専門家の派遣等。